

公示番号：170460

国名：ネパール

担当部署：ネパール事務所

案件名：コミュニティ内における調停能力強化プロジェクトフェーズ2 終了時評価調査（評価分析）

### 1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：評価分析
- (2) 格付：3号～4号
- (3) 業務の種類：調査団参团

### 2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2017年8月中旬から2017年9月下旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.50M/M、現地 0.73M/M、合計 1.23M/M
- (3) 業務日数：

準備期間	現地業務期間	整理期間
5日	22日	5日

### 3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：7月26日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル) (いずれも提出期限時刻必着)

提出方法等詳細については JICA ホームページ(ホーム>JICA について>調達情報>公告・公示情報/結果>コンサルタント等契約案件公示(業務実施契約(単独型))>業務実施契約(単独型)公示にかかる応募手続き)

(<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/procedure.pdf>) をご覧ください。なお、JICA 本部 1 階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

- (5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルは JICA で評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2017年8月8日(火)までに個別に通知します。

### 4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
    - ①業務実施の基本方針 8点
    - ②業務実施上のバックアップ体制等 2点
  - (2) 業務従事予定者の経験能力等：
    - ①類似業務の経験 45点
    - ②対象国又は同類似地域での業務経験 9点
    - ③語学力 18点
    - ④その他学位、資格等 18点
- (計100点)

類似業務	各種評価調査
対象国／類似地域	ネパール／全途上国
語学の種類	英語

## 5. 条件等

### (1) 参加資格のない社等：

本調査の対象である技術協力プロジェクトにおいて専門家業務に携わった法人及び個人は本件への参加を認めない。

### (2) 必要予防接種：なし

## 6. 業務の背景

ネパールは1996年から内戦状態にあったが、2006年11月のネパール政府とマオイストとの包括的和平協定の合意後、2007年1月の暫定憲法成立、2008年4月の制憲議会選挙実施、同年5月の王制から連邦民主共和制への移行等、民主化及び和平プロセスが進展している。その後、2013年11月には第2回制憲議会選挙が大きな混乱もなく実施され、2015年9月に新憲法が公布された。同憲法では、共和制、包摂的な政治システムおよび女性議員のクォータ制などに加えて連邦制の導入が含まれ、政治および行政において大きな転換が図られている。連邦制へ移行するにあたって、1997年以降実施されていなかった地方選挙が2017年3フェーズに分けて実施される予定になっている。選挙の実施や地方自治体の再編は急速に進んでおり、コミュニティ調停センター設置の基準となるVDC(Village Development Committee)が統廃合され、2017年から新しくUrban MunicipalityとRural Municipalityとなり、設置基準の見直しを検討する必要も出てきている。

ネパールでは民主化プロセスの過程で権利を主張する文化が構築され、また伝統的な紛争処理方法で機能しなくなる等の状況により、住民間の些細なもめごと（金銭の貸し借り、名誉棄損、土地・水利用を巡る争い等）が頻発しており、政党間の対立にまで発展する状況も散見される。こうした状況の中、地域のコミュニティ・レベルにおいて争議者双方が受け入れる第三者（調停人）が双方の合意形成の手助けを行う紛争解決方法の確立が急務となってきた。JICAは2010年1月より本事業の先行案件「コミュニティ内における調停能力強化プロジェクト」を開始し、パイロット2郡（シンズリ郡およびマホタリ郡）を対象にコミュニティ調停の実施能力の向上を支援した。カウンターパートの連邦・地方開発省（MoFALD）は地方開発におけるコミュニティ調停の意義を重要視し、コミュニティ調停を公共サービスと位置づけ、全国への拡大を志向するに至った。「コミュニティ内における調停能力強化プロジェクトフェーズ2」は、MoFALDが実施するコミュニティ調停サービスの全国的普及を行うことにより、MoFALDがコミュニティ調停サービスを全国普及するために必要な基盤整備を図り、国民がアクセスしやすいサービスの提供に寄与することを目的としている。現在MoFALDはLocal Government Actにコミュニティ調停を明記すること、及びコミュニティ調停ガイドラインの準備などをJICAやNGO含むドナーと協力しながら、国の制度としてのコミュニティ調停の確立・普及を目指している。

本プロジェクトは、2015年7月より2018年7月までの3年間の予定で実施されており、2017年1月には運営指導調査団が派遣され、プロジェクト終了までの課題や提言が取りまとめられた。その内容を踏まえて、本プロジェクトの延長を検討して

いるところである。現在、6名の(長期)専門家(総括/紛争解決制度、地方行政/コミュニティ分析、紛争分析、研修企画/モニタリング、研修企画2/業務調整)を派遣中である。

今回実施する終了時評価調査は、2018年7月のプロジェクト終了を控え、プロジェクト活動の実績、成果を評価、確認するとともに、今後のプロジェクト活動に対する提言及び今後の類似事業の実施にあたっての教訓を導くことを目的とする。

## 7. 業務の内容

本業務従事者は、プロジェクトの当初計画と活動実績、計画達成状況、評価5項目を確認するために、必要なデータ、情報を収集、整理し、分析する。なお、JICA事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

### (1) 国内準備期間(2017年8月中旬～2017年8月下旬)

- ① 既存の文献、報告書等(事業進捗報告書、(合同)調整委員会議事録、専門家報告書、活動実績資料等)をレビューし、プロジェクトの実績(投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等)、実施プロセスを整理、分析する。
- ② 既存のPDMに基づき、プロジェクトの実績、実施プロセス及び評価5項目ごとの調査項目とデータ収集方法、調査方法等を検討し評価グリッド(案)(和文・英文)を作成する。また、現地で入手、検証すべき情報を整理する。
- ③ 評価グリッド(案)に基づき、プロジェクト関係者(プロジェクト専門家、C/P機関、その他ネパール側関係機関、他ドナー等)に対する質問票(案)(英文)を作成する。
- ④ 調査団内の検討のため、評価グリッド(案)を用いて評価デザイン(案)を検討する。
- ⑤ 対処方針会議等に参加する。

### (2) 現地業務期間(2017年8月下旬～2017年9月中旬)

- ① JICAネパール事務所等との打合せに参加する。
- ② プロジェクト関係者に対して、「JICA事業評価ガイドライン第2版」に基づいた評価手法について説明を行う。
- ③ ネパールC/Pと協議した評価グリッドに基づき、事前に配布した質問票を回収、整理するとともにプロジェクト関係者に対するヒアリング等を行い、プロジェクト実績(投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等)、実施プロセス等に関する情報、データの収集、整理を行う。
- ④ 収集した情報、データを分析し、プロジェクト実績の貢献、阻害要因を抽出する。
- ⑤ 国内準備作業並びに上記③及び④で得られた結果をもとに、他団員及びネパールC/P等とともに評価5項目(紛争影響国の事業評価の視点を含む)の観点から評価を行い、(合同)評価報告書(案)(英文)の取りまとめに協力する。
- ⑥ 調査結果や他団員及びネパールC/P等からのコメント等を踏まえた上で、PDM及びPOの修正案(和文・英文)のとりまとめに協力する。
- ⑦ (合同)評価報告書(案)に関する協議に参加し、協議を踏まえて同案を修正し、最終版の作成に協力する。
- ⑧ 協議議事録(M/M)(英文)の作成に協力する。
- ⑨ 担当分野に係る現地調査結果をJICAネパール事務所等に報告する。

(3) 帰国後整理期間(2017年9月中旬～2017年9月下旬)

- ①評価調査結果要約表(案)(和文・英文)の作成に協力する。
- ②帰国報告会に出席し、担当分野に係る報告を行う。
- ③担当分野の項目について調査結果を取りまとめ、終了時評価調査報告書(案)(担当分野)を作成し、JICA ネパール事務所に提出する。

## 8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

なお、本契約における成果品は(1)～(3)のすべてとする。

- (1) 評価報告書(英文)
- (2) 担当分野に係る終了時評価調査報告書(案)(和文)
- (3) 評価調査結果要約表(案)(和文・英文)

上記(1)～(3)については、電子データをもって提出することとする。

## 9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」

(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。留意点は以下のとおり。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます(見積書に計上して下さい)。

航空経路は、日本⇒バンコク⇒カトマンズ⇒バンコク⇒日本を標準とします。

## 10. 特記事項

- (1) 業務日程／執務環境

### ①現地業務日程

本業務従事者の現地調査期間は2017年8月下旬～2017年9月中旬を予定しています。

本業務従事者は、JICAの調査団員に1週間先行して現地調査の開始を予定しています。

### ②現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- ア) 総括・平和構築(JICA)
- イ) 協力企画(JICA)
- ウ) 評価分析(コンサルタント)

### ③便宜供与内容

JICAネパール事務所及びプロジェクトチームによる便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎あり
- イ) 宿舎手配あり
- ウ) 車両借上げ

全行程に対する移動車両の提供(JICA職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。)

エ) 現地日程のアレンジ

現地ヒアリング調査のスケジュールアレンジ及び長期専門家及びC/Pの同行

オ) 執務スペースの提供

なし

## (2) 参考資料

- ① 本業務に関する以下の資料が JICA 及び JICA 図書館のウェブサイトで公開されています。

「ネパール国コミュニティ内における調停能力強化 プロジェクトフェーズ2 事業前評価 表 (要約版)」 (2014 年 9 月)

([https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2014\\_1400496\\_1\\_s.pdf](https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2014_1400496_1_s.pdf))

「ネパール国コミュニティ内における調停能力強化プロジェクト (延長第1年次) プロジェクト完了報告書」 (2014 年 10 月)

(<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000017673.html>)

- ② 以下の資料を当JICAネパール事務所の本案件担当より配布することとし、以下のメールアドレスで受け付けます。

配布資料：ネパール国「コミュニティ内における調停能力強化プロジェクト (COMCAP) フェーズ2」運営指導調査報告 (和文・英文)

連絡先： 福永美佐 (Fukunaga.Misa@jica.go.jp)

## (3) その他

- ①業務実施契約 (単独型) については、単独 (1名) の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

- ②現地作業期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA ネパール事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。

- ③本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス (2014年10月)」 (<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>) の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談してください。

以上